

令和 5 年 12 月 25 日

令和 5 年度第 9 回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和5年12月25日（月）

午後1時30分開会～午後2時40分閉会

2. 場 所

大崎市鳴子公民館 1階ホール

3. 審議事項

報告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

報告 4 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

報告 5 大崎市農地賃借料情報について

議案第47号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第49号 農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について

議案第50号 農用地利用集積計画の承認について

4. 出席農業委員(24名)

2番 小野寺 正晃 委員	3番 布塚 幸子 委員
4番 中本奈美 委員	5番 白川知則 委員
6番 高橋順子 委員	7番 佐々木ひろ子 委員
8番 櫻井正幸 委員	9番 斎藤真理子 委員
10番 菅原清一 委員	11番 佐々木正彦 委員
12番 下山信行 委員	13番 高橋英理子 委員
14番 只埜和臣 委員	15番 鈴木至 委員
16番 佐藤裕之 委員	18番 佐々木俊通 委員
19番 佐々木大 委員	20番 中森昭悦 委員
21番 中鉢守 委員	22番 菅原まり子 委員
23番 今野久男 委員	24番 中條泰洋 委員
25番 熊谷安正 委員	26番 佐々木政直 委員

5. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

11番 菅 井 宏 樹 委員 12番 相 澤 光 徳 委員
13番 横 山 昌 弘 委員

6. 欠席委員(2名)

1番 菅 原 ひろみ 委員 17番 佐 藤 伸 幸 委員

7. 遅刻委員(なし)

8. 議案提案者

会長 佐々木 政 直

9. 出席職員

事務局長	千 葉 晃 一	事務局次長	藤 本 将 寛
事務局長補佐	星 充 浩	事務局長補佐	真 田 賢 一
主幹兼係長	石 垣 佳 子	主幹兼係長	今 野 春 樹
主事	岡 田 隼 弓	再任主査	荻 野 信 男
事務所長	佐々木 賢	主幹兼係長	大 沼 淳 子
主事	三 塚 裕 介	再任主査	高 橋 清 一

午後1時30分開会

事務局 (真田賢一事務局長補佐)

ただいまから、令和5年度第9回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。
開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長 (佐々木政直委員)

[挨拶]

事務局 (真田賢一事務局長補佐)

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木政直会長、よろしくお願いいたします。

議長 (佐々木政直会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、1番菅原ひろみ委員、17番佐藤伸幸委員でございます。1番菅原ひろみ委員、17番佐藤伸

幸委員からは欠席の届出がございます。出席委員が定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により、令和5年度第9回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。12番下山信行委員、13番高橋英理子委員にお願いします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に、星充浩事務局長補佐を指名します。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

[業務報告]

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[報告1～5の説明]

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から報告5の事項に対し、確認しておきたいことはございませんか。18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

18番です。報告3番号16番について質問させていただきます。届出人は市外の方ですが、間違いなく耕作しているのでしょうか。また、50センチの盛土を行なうようですが、隣接する田への影響はないでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

番号 16 番の農地は現在、耕作できない荒れた状態となっており、盛土と整地を行い、貸借ができる状態に戻すと届出人から伺っております。

議長（佐々木政直会長）

18 番委員。

18 番（佐々木俊通委員）

18 番です。当該地一帯が耕作放棄地となっているのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

周辺に関しましては確認しておりませんでした。

事務局（千葉晃一事務局長）

補足させていただきます。こちらは報告 1 番号 118 番の所在地と一部重複しております。この農地は水はけが悪いため、所有者が土壤改良のために盛土をし、状態を良くして新たな耕作者に貸し付けると伺っております。

議長（佐々木政直会長）

18 番委員。

18 番（佐々木俊通委員）

だいぶ広い面積を盛土をするようですが、確実に耕作できるようにしていただければと思います。

次に、報告 3 番号 17 番について、2 メートルの盛土をして転作田に変更とのことですが、詳しい内容を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

番号 17 番についてですが、当該地は市道に面しており高低差がある状態となっております。高さを合わせ出入りしやすくするために盛土をして、現状変更をするものでございます。

議長（佐々木政直会長）

18番委員、よろしいでしょうか。

18番（佐々木俊通委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか確認しておきたいことはございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第47号農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について、番号150番から171番までの22か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

議案第47号番号156番の1か件については、■番委員が関係する案件でございます。この1か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第47号番号156番の1か件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、■番委員には当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室、着席願います。■番委員退席願います。

[■番 ■■■■■ 委員 退席]

議長（佐々木政直会長）

審議を進めます。議案第47号番号156番の1か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第47号番号156番の1か件について、了と
してよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第47号番号156番の1か件について、許可と決定いた
します。■番委員の入室を認めます。

[■番 ■■■■■委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第47号番号150番から155番までの6か件と、番号157番か
ら171番までの15か件を合わせた21か件について、質疑を承ります。質疑ござ
いませんか。12番委員。

12番（下山信行委員）

12番です。番号169番について質問させていただきます。地域の平均的な売
買の価格と比べると、だいぶ高額となっております。この金額に至った経緯を教
えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

番号169番ですが、当該地は先代の時代に売買をしていたもので、登記手続を
経なかったために、今回、当時の価格のまま申請に至ったと伺っております。

議長（佐々木政直会長）

12番委員。

12番（下山信行委員）

12番です。現況が田と記載がございますか、水稻を作付けするのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

譲受人の自宅に隣接した農地となっており、野菜を作付けすると伺っております。

議長（佐々木政直会長）

12 番委員、よろしいでしょうか。

12 番（下山信行委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。21 番委員。

21 番（中鉢守委員）

21 番です。番号 169 番について補足させていただきます。50 年以上前に自宅を建てる際に親戚同士で農地の売買を行い、その時の譲渡人が所有権移転登記の手続きをしないまま亡くなってしまい、相続後に登記簿との違いに気づいたそうです。おそらく、譲った時は宅地並みの金額での売買であったと思われます。自宅の裏の農地で現状は雑草が繁茂しておりますが、整地して畠にすると伺っております。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号 150 番から 155 番までの 6 か件と、番号 157 番から 171 番までの 15 か件を合わせた 21 か件について、了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、番号 150 番から 155 番までの 6 か件と、番号 157 番から 171 番までの 15 か件を合わせた 21 か件について、許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第48号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について、番号 98 番から 109 番までの 12 か件のうち、番号 106 番の 1 か件は、議案第49号番号 28 番と関連することから、この 1 か件を議案第49号で併せて審議してよろしいかお諮りします。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第48号番号98番から105番までの8か件と、番号107番から109番までの3か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願いします。
11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

11番です。12月22日金曜日午前9時より、1番委員、2番委員、19番委員、11番推進委員、12番推進委員、13番推進委員の6名と事務局2名で現地調査をしましたので、調査報告いたします。番号98番と99番を2番委員、報告をお願いします。

2番（小野寺正晃委員）

2番です。番号98番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル192枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側が作付けされた畑と宅地、西側が市道を挟んで畑、南側が市道、北側が宅地でございました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理と土側溝へ流すことで問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号99番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル192枚と管理用駐車スペースを設置するものです。申請地周辺の状況は、東側と西側が宅地、南側が市道、北側が作付けされた田でございました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理と土側溝へ流すことで問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号100番、番号101番を19番委員、報告をお願いします。

19番（佐々木大委員）

19番です。番号100番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル192枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、四方に太陽光発電パネルが設置されておりました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。

続きまして番号101番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル180枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側と西側が山林、南側と北側が田でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理と既存のU字溝へ流すことで問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号102番を11番推進委員、報告をお願いします。

11番（菅井宏樹推進委員）

推進委員11番です。番号102番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル114枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、西側が田、その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理と土側溝へ流すことで問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号103番を19番委員、報告をお願いします。

19番（佐々木大委員）

19番です。番号103番を報告いたします。転用目的は、宅地分譲2区画、専用通路、位置指定道路を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側が畠、西側と南側が田、北側が宅地でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排

水は既存のU字溝へ流すことで、問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策については、擁壁を設置するとのことです。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号104番と105番を12番推進委員、報告をお願いします。

12番（相澤光徳推進委員）

推進委員12番です。番号104番と105番を併せて報告いたします。転用目的は、宅地分譲8区画、位置指定道路、公衆用道路を設置するものです。申請地周辺の状況は、南側が宅地、その他三方が田でございました。申請地の管理状況は、稲刈り後の状態でした。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は既存の側溝へ流すことで、問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策については、擁壁を設置するとのことです。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号107番を2番委員、報告をお願いします。

2番（小野寺正晃委員）

2番です。番号107番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル175枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側と西側が宅地、南側と北側が畑でございました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号108番を12番推進委員、報告をお願いします。

12番（相澤光徳推進委員）

推進委員12番です。番号108番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル176枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、西側に太陽光発電パネルが設置されており、その他三方が山林でございました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないも

のと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号109番を2番委員、報告をお願いします。

2番（小野寺正晃委員）

2番です。番号109番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル208枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側と西側が田、南側が太陽光発電パネルの設置、北側が河川でございました。申請地の管理状況は、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で、原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理と土側溝へ流すことで問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第48号番号98番から105番までの8か件と、番号107番から109番までの3か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。7番委員。

7番（佐々木ひろ子委員）

7番です。太陽光発電パネルの設置に関する事業面積について質問させていただきます。発電出力が50キロワットを超えると許可申請の条件が違ってくるため、全て49.5キロワットに収めて申請しているのかと思われます。面積ですが、50キロワット以下ですと一般的に1,000平方メートル前後だと記憶しておりますが、番号99番と101番の面積がだいぶ広い理由を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

番号99番についてですが、転用位置図の北側にあたるところが管理用駐車スペースで、南側に太陽光発電パネルを設置する計画で申請がございました。駐車スペースの部分は分筆を行いパネルを設置すると、農地として残された部分は不成形であり、また、その農地に行くためにはパネルを設置する予定の場所を通らざるを得ない状況となります。そのため、農地として使い勝手が良くないことから

全面積での申請となります。

番号101番については、転用位置図の西側にあたる部分が日影になるため、パネルの設置場所を東側に寄せることとなつたと伺っております。

議長（佐々木政直会長）

7番委員。

7番（佐々木ひろ子委員）

農地転用の申請受付時に、現地確認はしていないのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

申請受付の際、あまりにも面積が過大な場合は申請者に詳細を伺っております。

現地確認について、申請を受けたものに関しては現地調査を行っておりますが、申請の段階では申請者からの聞き取りのみでの対応となります。

議長（佐々木政直会長）

7番委員、よろしいでしょうか。

7番（佐々木ひろ子委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。5番委員。

5番（白川知則委員）

5番です。番号108番について質問させていただきます。車道から離れた場所に太陽光発電パネルを設置するようですが、他の農地を通って設置等の作業を行うのでしょうか。近隣農地の所有者の了解は得ているのでしょうか。詳細を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

近隣農地を通って、太陽光発電パネルを設置する予定となっており、その農地所有者の同意書もいただき、申請されたものとなります。

議長（佐々木政直会長）

5番委員、よろしいでしょうか。

5番（白川知則委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。20番委員。

20番（中森昭悦委員）

20番です。番号103から105番について質問させていただきます。事業面積に道、

水路併用と記載がございますが、詳しい内容を教えてください。

事務局（岡田隼弓主事）

転用面積に道と水路を含めた面積を記載させていただいております。

議長（佐々木政直会長）

20番委員。

20番（中森昭悦委員）

市で所有している道と水路を含めた転用という理解でよろしいでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

道と水路に関しましては、農地ではないため転用は行いません。転用面積は農地のみとなるため、農地以外の部分を含めた事業面積と転用面積に相違があるものとなります。

議長（佐々木政直会長）

20番委員、よろしいでしょうか。

20番（中森昭悦委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。12番委員

12番（下山信行委員）

番号98番から100番について質問させていただきます。譲受人がだいぶ遠方の方ですが、宮城県内でも実績はございますか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

譲受人は仙台に事務所があり、大崎市での太陽光発電パネルの設置は今回が初めてとなります。近隣自治体ではすでに事業を行っていると伺っております。

議長（佐々木政直会長）

12番委員、よろしいでしょうか。

12番（下山信行委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。15番委員。

15番（鈴木至委員）

15番です。番号107番から109番について質問させていただきます。譲受人の太陽光発電パネル設置に関する実績等を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

番号107番と108番は、直近5年間で調べたところ、昨年度に1件転用申請がありました。番号109番は今回が初めての申請となります。

議長（佐々木政直会長）

15番委員。

15番（鈴木至委員）

番号109番の工期がだいぶ切迫しているとお見受けします。パネルの設置に関しても規模は小さくはないようですが、工期は間に合うのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

他の申請者の事業と比較して工期が短いため、譲受人に改めて伺いましたが、3カ月で間に合うと回答をいただいております。

議長（佐々木政直会長）

15番委員、よろしいでしょうか。

15番（鈴木至委員）

了解しました。積雪も考え、指導の徹底をよろしくお願ひします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（千葉晃一事務局長）

番号109番について補足させていただきます。工期が短いと判断し、譲受人に確認したところ、製品が整えば設置についてはさほど時間はかかるないと伺っております。また、市で制定している条例では、事業に着手する90日前に近隣住民への説明や市への届出が必要としていることから、譲受人に確認をしたところ、条例についてはご存じでしたが、届出を失念していたとのことで、早速、市と協議していただき指導しているところです。今後は申請を受けた際に条例に基づいているかどうかも確認させていただきます。委員の皆さんにおきましても、今後も再生可能エネルギー関連の申請があると思いますので、総会での慎重審議をよろしくお願ひいたします。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第48号番号98番から105番までの8か件と、番号107番から109番までの3か件を合せた11か件について意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第48号番号98番から105番の8か件と、番号107番から109番の3か件を合せた11か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第49号農地転用事業計画変更承認申請について、番号26番から28番までの3か件と関連する議案第48号番号106番の1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。

11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

11番です。それでは現地調査報告いたします。番号28番と関連する議案第48号番号106番を11番推進委員、報告をお願いします。

11番（菅井宏樹推進委員）

推進委員11番です。番号106番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟、駐車場2台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、北側が宅地、その他三方が畠でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、居住者の日常生活に必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は既存の側溝へ流し、生活排水は浄化槽を設置します。土砂流出対策については、平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。以上です。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第49号番号26番から28番までの3か件と関連する議案第48号番号106番の1か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第49号番号26番から28番までの3か件と、関連する議案第48号番号106番の1か件について意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第49号番号26番から28番までの3か件と、関連する議案第48号番号106番の1か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第50号農用地利用集積計画の承認について、番号435番から452番までの18か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第50号番号435番から452番までの18か件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第50号番号435番から452番までの18か件について、了としてよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第50号番号435番から452番までの18か件について承認し、市に通知いたします。これで、審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いします。

事務局（千葉晃一事務局長）

[業務予定]

議長（佐々木政直会長）

事務局、委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほか報告並びに連絡事項はありませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして、議長の座を降りさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これをもちまして、令和5年度第9回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後2時40分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月25日

会長 佐々木 政直

委員 下山 信行

委員 高橋 英理子